

奈良県福祉活動振興協議会委員公募要領

(目的)

第1 この要領は、「地域保健福祉活動振興事業（特別枠）」を公募により実施するにあたり、事業を選考するために、「奈良県福祉活動振興協議会」（以下「協議会」という）の委員公募に関する具体的な事項を定める。

(応募資格等)

第2 応募資格及び募集定員は、次のとおりとする。

(1) 応募資格

次の各号をいずれも満たすもの

- ①奈良県在住者であること
- ②地域福祉活動に関心のあること
- ③原則平日昼間に開催する協議会にボランティアで出席できること

(2) 募集定員は1名とする。

(応募方法等)

第3 応募方法及び募集期間は、次のとおりとする。

(1) 応募方法

応募申請書に必要事項を記入し、応募期間内に健康福祉部地域福祉課へ提出する。

(2) 応募期間

平成24年3月30日（金）から平成24年4月18日（水）まで
（郵送の場合は、締め切り日の消印有効）

(公募委員選考委員会)

第4 公募委員選考委員会（以下「選考委員会」という。）を設置し、委員は次の者とする。

- 委員長：健康福祉部次長
- 委員：地域福祉課長、子育て支援課長

(公募委員の選考)

第5 選考委員会は、応募申請書を総合的に評価して公募委員候補者を選考する。

2 県は、選考委員会の選考結果にもとづき公募委員を決定する。

(選考結果の公表)

第6 公募委員候補者を決定したときは、速やかに応募者全員に選考結果を通知すし、その結果を奈良県ホームページ等で公表する。

附則

この要領は、平成22年10月6日から適用する。

この要領は、平成23年3月22日から適用する。

この要領は、平成24年3月29日から適用する。